

パートナーシップ宣誓制度等の概要について

○概 要

- ・互いを人生のパートナーとした同性カップル等が、自治体に対してパートナーシップ宣誓書等を提出し、自治体から受領証やカード等を交付する制度。
- ・各自治体（県単位も含む）における制度であり、対象要件等の詳細は各自治体により異なる。
- ・直接的な法的効果はないが、各自治体の行政サービスや、各種民間サービスにおいて、婚姻関係に準じた取り扱いがなされる場合がある。

○他都市における状況

- ・国内では平成 27 年度に渋谷区が初めて導入。
令和 6 年 6 月時点で 459 自治体が導入。（人口カバー率は 9 割を超えている。）
【出典：渋谷区・虹色ダイバーシティ全国パートナーシップ制度共同調査】

○本市における対応

- ・令和 8 年度のパートナーシップ制度の導入に向けて、令和 7 年 2 月 20 日、制度可能となる事務事業について各課あて照会を実施した。